

様式第 9

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
横手市地域	横手市	平成25年4月1日～平成30年3月31日	平成25年4月1日～平成30年3月31日

1 目標の達成状況
(ごみ処理)

指 標	現 状 (割合※1) (平成23年度)	目 標 (割合※1) (平成30年度) A	実 績 (割合※1) (平成30年度) B	実績/目標 ※2	
排出量	事業系 総排出量	10,927 トン	10,878 トン(-0.4%)	9,288 トン(-15.0%)	3344.9%
	1 事業所当たりの排出量	5.2 トン/事業所	5.1 トン/事業所(-1.9%)	5.0 トン/事業所(-3.8%)	200.0%
	家庭系 総排出量	22,043 トン	20,523 トン(-6.9%)	21,456 トン(-2.7%)	38.6%
	1人当たりの排出量	177 kg/人	175 kg/人(-1.1%)	191 kg/人(7.9%)	-700.0%
	し尿し渣・脱水汚泥量	219 トン(0.7%)	224 トン(2.3%)	211 トン(-3.7%)	-160.0%
合計 事業系家庭系総排出量合計	33,189 トン	31,625 トン(-4.7%)	30,955 トン(-6.7%)	142.8%	
再生利用量	直接資源化量	3,093 トン(9.3%)	2,968 トン(9.4%)	432 トン(1.4%)	-12073.9%
	総資源化量	6,007 トン(18.1%)	7,351 トン(23.2%)	6,232 トン(20.1%)	39.5%
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	MWh	7,000 MWh	10,423 MWh	
最終処分量	埋立最終処分量	3,485 トン(10.5%)	1,242 トン(3.9%)	1,019 トン(3.3%)	109.7%

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合を記載。

※2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合)/(目標の割合-現状の割合)を記載。

(生活排水処理)

指 標	現 状 (平成23年度)	目 標 (平成29年度) A	実 績 (平成29年度) B	実績/目標 ※3	
総人口	99,267人	93,707人	91,022人	—	
公共下水道	汚水衛生処理人口	46,183人	46,446人	44,817人	-519.4%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	46.5%	49.6%	49.2%	87.1%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	7,885人	8,692人	7,665人	-27.3%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	7.9%	9.3%	8.4%	35.7%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	15,731人	19,250人	17,543人	51.5%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	15.9%	20.5%	19.3%	73.9%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	29,468人	19,319人	20,997人	83.5%

※3 (実績の割合-現状の割合)/(目標の割合-現状の割合)を記載

2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの	1 1	環境教育・普及啓発の充実	横手市	市民・事業者に対してごみの減量化・再利用、適切な分別や排出方法に関する啓発や情報提供を行う。	平成25年度～平成29年度	平成28年度の全市統一ごみ分別導入に伴った説明会を、町内会単位で実施し、適切な分別や排出方法に関する啓発を実施。また、要望に応じてごみの減量化・再利用、適切な分別や排出方法に関する出前講座を実施した。
	1 2	教育、啓発活動の実施	横手市	学校等における環境学習、社会教育活動における出前講座等の啓発活動を実施する。	平成25年度～平成29年度	中学校家庭科や、総合的な学習の時間に環境学習等の出前講座を実施し、当市の環境に関する啓発活動を実施した。平成28年度からは毎年市内全小学校を対象にごみ処理施設見学会を行った。また焼却熱で発電した電力の地産地消教育を実施し環境啓発に取り組んでいる。
	1 3	事業系ごみの排出抑制対策の検討	横手市	事業者に対し資源ごみの分別徹底を促し、ごみ減量化計画の策定・実施を求めるなど排出要請対策を検討する。	平成25年度～平成29年度	展開検査を実施し、ごみの適正分別について指導を実施した。

1 4	エコライフ協力事業所・町内会制度の継続	横手市	ごみ減量・リサイクル等環境活動に積極的に取り組む事業所・町内会を認定する制度を継続し、その取り組みを促進する。	平成25年度～平成29年度	平成29年度時点で78事業者の登録実績となり、平成32年度まで90団体の登録を目指しエコライフ協力事業所・町内会制度の推進を行っている。
1 5	地域リーダーの育成	横手市	環境衛生指導員の任務や配置を見直し、地域に根ざしたリーダーとして育成する。	平成25年度～平成29年度	合併前の旧8市町村で統一されていなかった衛生指導員等を平成28年度より横手市環境美化推進員として、8地域統一的な制度のもと地域リーダーの育成を行っている。
1 6	廃棄物減量等推進審議会の設置	横手市	廃棄物減量等推進審議会を設置し、ごみの減量、リサイクル等に関する施策の評価・推進・検討を行う。	平成25年度～平成29年度	廃棄物減量等推進審議会へは、一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物処理実施計画、分別収集計画等各種ごみ減量、リサイクル等に関する政策の諮問を行い、市の施策に対する評価・検証を実施している。
1 7	買い物袋の持参・ごみ減量化協力店の推進	横手市	買い物袋持参の呼びかけ、店舗へのごみ減量化協力店として協力等の啓発活動を推進する。	平成25年度～平成29年度	エコライフ通信等の広報物で、計画期間中11回にわたりマイバック運動の特集記事を掲載し、啓発を行った。

18	リユースの促進	横手市	ごみの減量と資源の有効利用を目的に、粗大ごみとして排出される家具や自転車を再用品として提供する仕組みを取り入れる。	平成25年度～平成29年度	クリーンプラザよこてに搬入された粗大ごみのなかでも再利用が可能なものについては、運営会社と連携し、市民に再提供を行っている。
19	住民主体回収の支援・助成	横手市	集団資源回収を推進し、ごみの減量化、資源化を促進する。また、奨励金制度を検討する。	平成25年度～平成29年度	平成28年度より、集団資源回収活動奨励金制度を整備し、市内の地域団体の実施した集団資源回収活動に対して奨励金を交付し、ごみの減量化、資源化を推進している。
20	家庭内生ごみ処理の推進	横手市	家庭内生ごみのコンポスト容器、生ごみ処理機普及による可燃ごみ排出削減を図る。	平成25年度～平成29年度	生ごみ処理容器の普及促進のため、コンポスト容器・電動生ごみ処理機に対して補助金を交付し、家庭から排出される可燃ごみ排出の削減を図っている。
21	生活排水対策（水質汚濁防止の推進）	横手市	家庭排出口からの汚濁負荷量削減のため、排出抑制製品の普及、無リン洗剤等の普及啓発を図る。	平成25年度～平成29年度	環境教育や出前講座等で実施した。

処理体制の構築、変更に関するもの	3 1	分別区分の再統一	横手市	新施設稼働までに、資源リサイクルを重視した分別区分を設定する。	平成25年度～平成27年度	平成28年度より、3種類あった分別方法を全市統一し、より資源リサイクルを重視した分別区分を実施している。
	3 2	最終処分量削減のための検討	横手市	新施設より排出される焼却灰をセメント原料に活用するなど、資源化を行う。	平成25年度～平成29年度	平成28年度より、クリーンプラザよこてで排出される焼却灰のうち主灰について、セメントの原料化を行う再資源化事業者へ引き渡している。
処理施設の整備に関するもの	1	マテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター）	横手市	老朽化への対応と集約のために用地造成と統合処理施設整備を行う。	平成25年度～平成27年度	当市にある東部・南部・西部環境保全センターを集約化し、平成27年度までに用地造成と統合処理施設整備を行い、クリーンプラザよこてが完成し、マテリアルリサイクル推進施設の整備が完了した。
	2	高効率ごみ発電施設（熱回収施設）	横手市	老朽化への対応と集約のために用地造成と統合処理施設整備を行う。	平成25年度～平成27年度	当市にある東部・南部・西部環境保全センターを集約化し、平成27年度までに用地造成と統合処理施設整備を行い、クリーンプラザよこてが完成し、高効率ごみ発電施設の整備が完了した。

	3	合併浄化槽整備	横手市	下水道や農業集落排水処理施設等が整備されていない地区に合併浄化槽の整備を進める。	平成25年度～平成29年度	計画期間5ヶ年で803基の整備を行った。
その他	4 1	不法投棄対策	横手市	分別排出の徹底とパトロールの強化を進める。	平成25年度～平成29年度	各町内会に対し、ごみ分別に関する出前講座を実施し、分別排出の啓発を実施するとともに、環境監視員を設置し、定期的な不法投棄パトロールを実施している。
	4 2	災害時の廃棄物処理に関する事項	横手市	災害廃棄物の処理、施設整備時の一時代行処理等、周辺地域との連携体制の構築を図る。	平成25年度～平成29年度	平成29年度に発生した大雨災害において発生した災害廃棄物について、通常排出されるごみの処理に影響を与えることなく処理することができた。

3 目標の達成状況に関する評価

○ごみ処理について

1. 排出量

家庭系ごみ総排出量は平成30年の目標値を20,523 tに設定し、各種施策を進めた結果、平成23年度以降に年々減少し平成29年度には20,984 tと順調に推移してきた。しかし、目標設定年度である平成30年度実績値は21,456 tと増加に転じてしまった。

これは市民が施設に直接搬入する量が増加していることが主な要因と考えられる。施設稼働後3年が経過し施設利用に関する市民への周知が浸透したことから出し控えしていた退蔵品の搬入量が一時的に増加したものと推察される。

今後は、1人当たりの排出量の削減に向けてごみの減量化・適正処理に関する啓発を推進していくことが必要であり、より分かりやすいごみ分別冊子への改訂や、分別に関する出前講座等の実施、より一層の集団資源回収活動の促進等を行っていく必要がある。

2. 再生利用量

再生利用量についても目標を下回る結果となった。これは当初見込んでいた古紙類、焼却主灰等の減少が主な要因である。直接資源化量の減少は、直接資源化していた古紙類の圧縮梱包を行うこととなったことが要因である。

今後は、事業者や市民に対する分別徹底の普及啓発等、再生利用量の増加につながる取り組みに努めていきたい。

3. 熱回収量

当初の仕様を上回る熱回収となっており目標を達成している。

4. 最終処分量

焼却灰については全量最終処分を実施していたが、新施設稼働以降は、主灰について再資源化を実施することにより、最終処分量の減量につながり、目標を達成している。

5. 各種施策の実施状況

本計画中に予定していた各施策は概ね達成できた。今後は、課題となっている家庭系の1人当たりのごみの排出量の削減を目指し、適正分別・処理に向けた啓発指導を実施していく必要がある。

○浄化槽について

当初の整備計画800基に対し803基設置し、目標とする基数については整備することができ、設置に伴い汚水処理人口の合計は3,065人となっている。しかし、当市の人口減少が平成24年3月末から平成30年3月までに8,245人の減となったことが要因となり、汚水衛生処理率の目標を下回った。

(都道府県知事の所見)

排出量については、事業系は、総排出量及び1事業所当たりの排出量ともに減少し目標を達成した一方、家庭系は、総排出量は減少したものの1人当たりの総排出量は増加し、いずれも目標を達成していない。家庭系については目標年度の平成30年度に排出量が増加に転じ1人当たりの総排出量が増加していることから、今後も経過を注視するとともに、排出抑制に向けた取組を推進されたい。

再生利用量については、総資源化量及び排出量に対する割合ともに増加しているものの、目標達成に至っていない。再生利用量の増加につながる取組を推進されたい。

熱回収量については、ごみからの発生熱を利用した年間の発電電力量が目標を達成しており、引き続き発電量の維持に努められたい。

最終処分量については、埋立最終処分量及び排出量に対する割合ともに目標を達成しており、排出量削減や焼却主灰の再資源化の効果が出ているものと推測される。引き続き、最終処分量の削減の取組を進めていただきたい。

合併処理浄化槽等の汚水衛生処理人口は目標に対する実績の割合が51.5%となり目標値を下回ったが、人口が減少しているにも関わらず汚水衛生処理人口は着実に増加していることから、生活排水処理の改善に十分寄与したと考えられる。今後も引き続き浄化槽整備の推進に取り組んでいただきたい。